

板橋区災害廃棄物処理計画 (概要版)



板橋区

1 計画策定の目的

本区では、災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本的事項を定めた「板橋区災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画の対象とする災害と廃棄物

地震災害として東京湾北部地震、水害として荒川氾濫と石神井川、白子川及び新河岸川氾濫及び内水氾濫を対象とします。

対象とする廃棄物は一般廃棄物（災害廃棄物、家庭ごみ・し尿及び事業系一般廃棄物）とし、事業活動に伴って生じる廃棄物は対象外とします。

3 被害想定に基づく災害廃棄物発生量

本計画の対象とする災害による廃棄物発生量は以下の表 1～表 3 のとおりです。

表 1 被害想定に基づく災害廃棄物（がれき）発生量

対象とする災害	がれき 発生量 (t)	がれき				
		コンクリ ートがら	木 くず	金属 くず	その他 可燃	その他 不燃
東京湾北部地震	774,160	511,957	80,250	32,059	18,132	131,762
荒川氾濫	361,564	209,707	10,847	10,847	28,925	101,238
石神井川・白子川氾濫 及び内水氾濫	66,796	38,742	2,004	2,004	5,344	18,703
新河岸川氾濫及び 内水氾濫	183,059	106,174	5,492	5,492	14,645	51,256

表 2 東京湾北部地震を想定した災害廃棄物（ごみ）発生量

	人数[人]	発生量原単位[g/(人・日)]	ごみ発生量[t/日]
板橋区全体	565,782	562	318.0
避難所	71,832	539	38.7

表 3 東京湾北部地震を想定した災害廃棄物（し尿）収集必要量

①仮設トイレ必要人数 [人]	117,270
②非水洗化区域のし尿収集人口[人]	65
③1人1日平均排出量 (L/人・日)	1.7
し尿収集必要量 (L/日) (①+②) × ③	199,470

4 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理に際しては、本計画で定めた基本方針に基づきSDGs（持続可能な開発目標）を見据えた持続可能な災害廃棄物処理を実施していきます。

5 災害廃棄物処理の流れ

救助活動現場や道路啓開により発生したがれきは第一仮置場に搬入し、区民が被災家屋等から片付けたごみは第二仮置場に搬入してもらいます。一定期間保管した後、被災家屋の解体現場から発生するがれき類とともに第三仮置場に搬入します。

その後は、清掃一組や特別区及び東京都と連携し、二次仮置場への搬出や、破碎等処理施設や焼却施設での中間処理及び最終処分を行います。

区民の自宅での生活や避難所での生活から発生するごみについては、本区がごみ集積場所からの収集を行い、平常時と同様に処理・処分を行います。

6 平常時（発災前）の災害廃棄物処理対策

（1）組織体制、情報連絡体制及び協力体制

本計画では、東京都災害廃棄物処理計画で示された行政機関内の体制例に基づき、災対資源環境部内に連絡調整部門、資源管理部門、処理部門及び受援部門の4部門からなる組織体制を構築することとします。

平常時から情報連絡体制の充実強化や、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者等との緊密な防災情報の確保を行います。

自衛隊・警察・消防、国、東京都、特別区・清掃一組・清掃協議会、他市町村、民間事業者、ボランティア等との協力・連絡体制を構築します。

（2）仮置場の種類と必要面積及び運用方法

発災後に本区で設置する仮置場等の種類は表4のとおりです。

表4 本区で設置する仮置場等

種類	設置時期	対象とする災害廃棄物
第一仮置場	発災24時間以内～1週間	・救助活動や道路啓開（障害物除去）により発生するがれき
第二仮置場	1日後～1カ月後	・発災後の生活ごみや避難所ごみとは別に、住人が自宅の片付けを行った際に発生するごみ（片付けごみ）
第三仮置場	3日後～3年	・第一仮置場のがれき類や、第二仮置場からの片付けごみと、家屋解体等により発生するがれき類

東京湾北部地震を想定した場合の災害廃棄物発生量（774,160トン）について、3年間で処理を完了するとした際、第三仮置場への搬入を発災後1年以内で行う場合の最大保管量は516,107トン、1.5年以内で行う場合の最大保管量は387,080トンとなります。

本区は、区内の各公園の設備や立地、災害時の利用の可否などを考慮し、仮置

場の種類ごとに、要件を満たす仮置場候補地を事前に検討します。

また、区立公園等だけでは十分な仮置場の確保が困難となることも想定されるため、国有地や都市地等についても、関係機関と調整を進めていきます。

発災後に速やかに仮置場等を開設できるように、仮置場の基本要件、運営方法、仮置場における分別基準、レイアウトや必要な資機材について事前に検討を行います。

また、仮置場における労働災害の防止や周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、環境モニタリング項目や選定の考え方を事前に検討し、発災後は適切な管理・監視を実施します。

(3) 有害性・危険性のある廃棄物の扱い

有害性・危険性のある廃棄物のうち、一般廃棄物に該当するもの（建築物の公的解体により発生したものや、区民から排出される電池や灯油など）は、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について、発災前から区民に広報し、発災後速やかに適正処理を行います。

(4) 思い出の品・貴重品の扱い

発災後、建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合の思い出の品や貴重品の取り扱いの考え方や、実際の引き渡しや管理等の業務における民間やボランティアとの連携で行うスキームの構築について検討していきます。

7 初動期の災害廃棄物処理対策

(1) 安全及び組織体制の確保

- 身の安全を確保し、避難誘導を実施します
- 通信手段を確保します。
- 区職員や委託先の安否・参集状況を確認します。
- 災害時の組織体制に移行します。

(2) 被害情報の収集・処理方針の判断

- 廃棄物処理施設、収集運搬車両（委託先含む）、区全体の被害状況を確認し、翌日の廃棄物処理の可否を判断します。
- 事前の被害想定等より、災害廃棄物発生量の推計に必要な情報を収集します。
- 写真等による活動記録を開始します。
- 処理方針を検討し、必要に応じて支援要請を行います。

(3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保

- 各避難所の避難者数及び仮設トイレの需要を把握します。
- 生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を検討します。
- 仮設トイレ設置及びし尿の収集運搬体制を検討します。

- 収集運搬体制を確保次第、住民・ボランティア等へ周知し、収集運搬を実施します。

(4) 災害廃棄物の処理体制の確保

- 仮置場候補地の中から実施に利用する仮置場を選定します。
- 災害廃棄物の発生場所や選定した仮置場を踏まえ、回収方法を検討します。
- 運搬車両・資機材・人員を確保します。
- 仮置場開設場所や分別など、住民・ボランティアに向けた広報を実施します。
- 仮置場を開設し、運営します。

(5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

- これまで確保した収集運搬体制、処理体制が継続するよう、必要に応じて災害支援協定締結先や都等へ支援要請し、継続的な一般廃棄物処理体制を確保し、処理を行います。
- 長期的な視点での一般廃棄物処理方針を検討します。

8 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、本計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、災害廃棄物処理実行計画（以下、実行計画）を策定します。実行計画には、区の役割分担、処理計画、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示します。

なお、災害廃棄物処理と同時並行して、日常的なごみ収集（生活ごみ・避難所ごみ）も進めていく必要があるため、被災状況に応じ組織体制の拡充を検討します。

9 応急期の災害廃棄物処理対策

- 発生量、要処理量、処理可能量と処理フローの見直しを行います。
- 仮置場の設置状況や運営方法の見直しと環境モニタリングを実施します。
- 公費解体の受付、解体工事を実施します。
- 区民等への広報を行います。

10 復興期の災害廃棄物処理対策

- 実行計画の見直しを行います。
- 復興資材を有効活用します。
- 第三仮置場の閉鎖と原状復旧を行います。

11 教育・訓練の実施と計画の見直し

- 定期的に研修、訓練等を企画・実施します。
- 国が定める法令、指針の策定や見直し状況、訓練や演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

区民の皆様へ

災害により発生したごみの出し方について



家庭ごみ

- 生ごみや紙ごみなどの「可燃ごみ」については、できる限り早く通常の収集を開始する予定です。
- 資源（古紙、缶・びん・ペットボトル）や不燃ごみについては、通常収集を停止する可能性があります。腐りやすいごみを優先するために、ご協力をお願い致します。



避難所ごみ

- 避難所での避難生活で発生したごみについては、避難所でのごみ出しのルールを守っていただくよう、ご協力をお願い致します。



災害時用トイレ

- 災害時用の携帯トイレや簡易便器で固形化したし尿は、ビニール袋を二重にし、袋内の空気をできるだけ除き、口を強く縛って捨ててください。
- 燃やしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙等のよく燃えるごみを混ぜて捨ててください。



片付けごみ

- 大規模地震や水害が発生した際、家庭で使えなくなった家財等（壊れた家具や電化製品、割れた食器や窓ガラス、じゅうたん、布団、畳等）は、仮置場へ持ち込んでください。災害時には、第二仮置場として、お住まいの地域の近隣に臨時の仮置場を設置する予定です。
- 仮置場以外の場所に災害ごみを捨てないでください。
- 仮置場に持ち込む際も分別をお願いします。
- 冷蔵庫を捨てる際は、中にある生ごみ等はあらかじめ全て家庭ごみとして出してください。
- 危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。
- ガラス片や釘でケガをしないように十分に注意してください。





板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

板橋区災害廃棄物処理計画（概要版）

編集 板橋区資源環境部資源循環推進課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2218 FAX 03-3579-2249

s-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

令和 3 年 3 月発行

刊行物番号 R03-7